

住宅の応急修理にかかる工事例

1 応急修理の「対象」となる工事の例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替（柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する修理の方法は代替措置でも可）
- (4) 床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。ただし、日常生活に欠くことのできない部分の破損箇所であること。床の補修にあたり畳の部屋を床板の部屋にする等の修理の方法は代替措置でも可。）
- (5) 壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更や壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修を含む）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は同等品とし、仕様のグレードアップは不可。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）
- (13) 壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理の対象となるが、新規設置は修理ではないため対象外となる）
- (14) 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）

2 応急修理の「対象外」となる工事の例

- (1) 空き家・車庫・倉庫などの非住家や客間・物置（押入）・靴箱・収納（床下収納含む）・仏間・床の間の修理
- (2) 畳や壁紙のみの補修（下地等の破損と一体の修理であれば対象となる）
- (3) 床の仕上材等のみの補修（下地等の破損と一体の修理であれば対象となる）
- (4) エアコンなどの壊れた家電製品の修理
- (5) 障子や襖、網戸の張替え（骨組みの破損や反りかえってしまった場合は対象となる）